福島県低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行に伴い、介護保険サービスの利用にあたっては、原則として介護サービス費用の1割の利用者負担が生じることとなったが、低所得者が介護サービスを利用する場合に、その負担により介護サービスの利用を妨げられることがないようにするため、又、地域による負担の差が生じないようにするため、利用者の負担軽減を図るものとする。

### (対象事業)

- 第2条 利用者の負担軽減を図る事業は次の各号に掲げるものとし、その目的、実施主体、 実施方法等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

# ア目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業は所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者で介護保険制度の適用を受けることになった者等に利用者負担の軽減措置を講じ、訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下、「訪問介護等」という。)のサービスの継続的な利用の促進を図る。

## イ 実施主体

市町村

# ウ 実施方法

(7) 本事業の対象者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームへルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次の各号のいずれかに該当することとなったものとする。

- a 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス (居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。)を利用していた者であって、 65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。
- b 特定疾病によって生じた身体上又は精神上の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。
- (イ) 訪問介護利用者負担額減額認定証の発行 市町村は、原則として上記(ア)について、訪問介護等利用者負担額減額認定証を 発行する。
- (ウ) 利用者負担減免の実施
  - a 減免の実施

訪問介護事業者は、上記(イ)の減額認定証を提示する利用者に対し、訪問介護 等利用負担を軽減する。この場合において、軽減後の利用者負担割合は、0% (全額免除)とする。

b 市町村の助成

市町村は、上記aを実施した事業者に対し、必要額を補助する。

c 県の助成

県は、上記bの市町村に対し、別途定めるところにより補助する。

## 工 留意事項

(ア) 第2条第2号の事業との適用関係 本事業による軽減措置の適用を優先する。

- (4) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係 本事業による軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目し て高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サー ビス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行う。
- (ウ) 対象者の所得状況の確認

平成27年度以降、毎年8月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定を行う。

なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も 本事業の対象としない。

(2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額 軽減措置事業

# ア目的

低所得で特に生計が困難である者に介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人 等が、その社会的役割にかんがみ、当該利用者負担を軽減することにより、介護保険 サービスの利用促進を図る。

イ 実施主体

市町村

- ウ実施方法
- (ア) 社会福祉法人等の申出

利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁である知事又 は中核市市長並びに当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所 在地の市町村長に、別紙様式1による届出を行う。

(イ) 申出があった旨の周知 県は、(ア)の申出があったときは、県内市町村にその旨周知する。

(ウ) 対象サービス

法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪

問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)に係る利用者負担額並びに食費、居住費(滞在費)及び宿泊費(短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)に係る利用者負担額とする。

特に、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

### (エ) 軽減の対象者

市町村民税世帯非課税で、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や 世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認 めた者及び生活保護受給者とする。

- a 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加 算した額以下であること。
- b 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- c 日常生活に供する以外に活用できる資産がないこと。
- d 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- e 介護保険料を滞納していないこと。

なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

# (オ) 対象者の確認及び軽減の割合等

市町村は、原則として利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、別 紙様式2による確認証を交付する。

軽減の割合は、利用者負担の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2)を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。

# (カ) 軽減の実施

申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者について、確認証の 内容に基づき利用料の軽減を行う。

## (キ) 助成措置の実施

a 市町村の助成対象

社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額(助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となるものに限る。)に対する一定割合(おおむね1%)を超えた部分とする。

なお、この助成額の算定については、事業所 (施設) を単位として行うこと とする。

b 市町村の助成割合

当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲と する。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とする。

c 県の助成

県は、上記助成を行う市町村に、別途定めるところにより補助する。

## エ 留意事項

(ア) 第2条第1号の事業との適用関係

第1号の事業を適用し、その後必要に応じて本事業に基づく軽減措置を適用する。

(イ) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係 本事業による軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目し て高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サー ビス費及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を行う。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされていることから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減措

置の適用を行うものとする。

(ウ) 利用者負担軽減の事業主体

市町村又は社会福祉法人が実施することを基本とする。

ただし、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等では、県との協議の上、市町村の判断で社会福祉事業を経営する他の事業主体も利用者負担の軽減を行いうるものとする。

- (エ) 県は、利用者が複数の市町村に分散している社会福祉法人から上記ウ(ア)の申出があった場合は、関係市町村が上記ウ(キ)の措置を行うように必要な調整を行うものとする。
- (オ) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続きウ(エ)に該当する者については、ウ(オ)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (カ) 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続きウ(エ)に該当する者については、ウ(オ)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (キ) 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続きウ(エ)に該当する者については、ウ(オ)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (ク) 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続きウ(エ)に該当する者については、ウ(オ)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (ケ) 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続きウ(エ)に該当する者については、ウ(オ)の規程にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原

則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

- (コ) 令和2年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続きウ(エ)に該当する者については、ウ(オ)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (サ) 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、ウ(キ)に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法はウ(ア)~(カ)のとおりとする。
- (3) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

### ア目的

離島等地域は訪問系・多機能系の介護サービスに15%相当の特別地域加算が行われるため、利用者負担も15%増額され、離島等地域でない地域の住民の負担と 差が生じる。

このため、負担の均衡を図る観点から、市町村の判断で利用者負担の一部を減額し、離島等地域の介護保険サービスの利用促進を図ることを目的にする。

## イ 実施主体

市町村

ウ 対象市町村

平成24年厚生労働省告示第120号(厚生労働大臣が定める地域)に定める離 島等地域が存在する市町村

# 工 実施方法

(ア) 対象者

市町村民税本人非課税の者で、1及び2の措置の適用を受けていない者。ただ し、生活保護受給世帯に属する者を除く。

(イ) 社会福祉法人等の申出

利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁である知事又 は中核市市長及び法人所在地市町村長に別紙様式1による届出を行う。

(ウ) 申出があった旨の周知

県は、(4)の申出があったときは、県内市町村にその旨周知する。

- (エ) 減免の実施等
  - a 対象サービス

社会福祉法人等が提供する事業のうち、離島等地域にある事業所が行う訪問 介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機 能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型 居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負 担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「離島地域の訪問介護等」と いう。)

### b 減免方法

上記 a を利用した場合に、当該法人は離島地域の訪問介護等の利用者負担分の1割分を減額する。

c 市町村の助成

市町村は、上記 b の額の 1 / 2 を当該法人の申請に基づき助成する。

d 県の助成

県は、上記cの市町村に対し別途定めるところにより補助する。

### 才 留意事項

事業主体は社会福祉法人を基本とする。

ただし、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない 地域等では、県と協議の上、例外的に市町村の判断で社会福祉事業を直接経営する 市町村をはじめ他の事業主体も利用者負担の軽減を行いうるものとする。

### (4) 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業

### ア目的

中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所(平成27年厚生労働省告示第96号(厚生労働大臣が定める施設基準)に適合する事業所)においては、訪問系・多機能系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。

このため、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所以外の利用者との負担 の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することに より、中山間地域等の地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的 にする。

# イ 実施主体

市町村

#### ウ 対象市町村

平成21年厚生労働省告示第83号(厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域) に定める中山間地域等の地域が存在する市町村

#### 工 実施方法

# (ア) 対象者

市町村民税本人非課税の者で、第2条第1号及び第2号の措置の適用を受けていない者。ただし、生活保護受給世帯に属する者を除く。

# (イ) 社会福祉法人等の申出

利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁である知事又

は中核市市長及び法人所在地の市町村に別紙様式1による届出を行う。

(ウ) 申出があった旨の周知

県は、(4)の申出があったときは、県内市町村にその旨周知する。

- (エ) 減免の実施等
  - a 対象サービス

社会福祉法人等が提供する事業のうち、中山間地域等の地域にある小規模事業所が行う訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)(以下「中山間地域の訪問介護等」という。)

b 減免方法

上記 a を利用した場合に、当該法人は中山間地域の訪問介護等の利用者負担分の1割分を減額する。

c 市町村の助成

市町村は、上記 b の額の 1/2 を当該法人の申請に基づき助成する。

d 県の助成

県は、上記cの市町村に対し別途定めるところにより補助する。

#### 才 留意事項

事業主体は社会福祉法人を基本とする。

ただし、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない 地域等では、県と協議の上、例外的に市町村の判断で社会福祉事業を直接経営する 市町村をはじめ他の事業主体も利用者負担の軽減を行いうるものとする。

附則

- この要綱は、平成12年11月24日から施行し、平成12年度の事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成13年1月1日から施行し、平成12年度の事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成15年6月11日から施行し、平成15年度の事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年5月27日から施行し、平成17年度の事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度10月の事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月27日から施行し、平成18年度の事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年6月5日から施行し、平成21年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成23年10月13日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年10月25日から施行し、改正後の要綱は平成24年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された平成24年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、平成24年度に限り、改正後の要綱の相当する規定 によって交付されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成25年7月4日から施行し、改正後の要綱は平成25年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された平成25年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、平成25年度に限り、改正後の要綱の相当する規定 によって交付されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成26年4月30日から施行し、改正後の要綱は平成26年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された平成26年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、平成26年度に限り、改正後の要綱の相当する規定 によって交付されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成27年7月31日から施行し、改正後の要綱は平成27年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された平成27年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、平成27年度に限り、改正後の要綱の相当する規定 によって交付されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行し、改正後の要綱は平成30年度の事業から適用する。ただし、第2条第2号のウの(ウ)中「地域密着型通所介護」を加える改正及び同号のエの(ク)中「平成27年度においては、」を削る改正に係る部分については、平成28年度の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証は、改正後の要綱の相当する規定によって交付されたものとみなす。 附則
- 1 この要綱は、平成30年10月9日から施行し、改正後の要綱は平成30年10月の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された平成30年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、平成30年度に限り、改正後の要綱の相当する規定

によって交付されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、令和元年11月22日から施行し、改正後の要綱は令和元年10月の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された令和元年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、令和元年度に限り、改正後の要綱の相当する規定 によって交付されたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、令和2年12月11日から施行し、改正後の要綱は令和2年10月の事業から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づき交付された令和2年度の社会福祉法 人等利用者負担軽減対象確認証は、令和2年度に限り、改正後の要綱の相当する規定に よって交付されたものとみなす。

附則

この要綱は、令和4年1月12日から施行し、令和3年度の事業から適用する。